

24 吹環環第 161 号
平成 24 年 5 月 8 日
(2012 年)

事業者各位

吹田市環境部長
(公印省略)

遺伝子組換え動物の屍体等の適正処理について(通知)

平素は、本市環境行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例(以下、「条例」という。)に基づく各事業所の届出において、遺伝子組換え動物の屍体等の処理方法又は記載方法に差異が見られました。

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」における「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」別表第二、拡散防止措置の区分一 P1 レベル、拡散防止措置の内容ロ(1)では、『遺伝子組換え生物等を含む廃棄物については、廃棄の前に遺伝子組換え生物等を不活化するための措置を講ずること』と規定されていることから、遺伝子組換え動物の屍体等の処理については、下記により実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1 遺伝子組換え生物等を含まない実験動物の屍体等については不活化は要しませんが、遺伝子組換え生物等を接種した実験動物の屍体等については、原則、不活化処理してください。

なお、不活化処理を行わない場合は、実験動物に接種した遺伝子組換え生物等の廃棄について、安全委員会等で審議して適正に処分してください。

- 2 条例に基づく届出の「廃棄物の種類及び処理方法(別紙4)」については、別紙の記入例を参照し、記載してください。

〒564-8550

吹田市環境部地域環境室環境保全課

樋上、谷口、宮

TEL 06-6384-1850 (直通)